

秋田市告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
20256	旧	愛宕下自歩道線	秋田市檜山愛宕下1番地先 秋田市牛島東二丁目134番1地先		739.1	4.40 ～ 9.30
	新	愛宕下自歩道線	秋田市檜山愛宕下1番地先 秋田市牛島東二丁目134番1地先		808.8	4.40 ～ 16.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年12月23日

3 縦覧期間

令和6年12月20日から令和7年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで